

## 国立高度専門医療センターの在り方について

国立高度専門医療センター総長・運営局（部）長会議

**要旨** 国立高度専門医療センター（NC）は、国立機関として国の医療政策に深く関わり、国として真に行うべき業務に特化することが求められている。平成16年6月に開催されたNCの総長・運営局（部）長会議において、NCの役割と業務の在り方について検討することとなり、今般、その検討結果を報告書として取りまとめた。今回の検討を通じて、「NCには国民の健康を守る拠点としての役割があり、今後とも国立機関としての役割を果たして行く。」ことが総長・運営局（部）長会議において合意された。また、国立機関としての役割を果たすためには、NCの事業内容が国の事業として必要かつ適切なものであるかについて評価を行った上で、その活動内容に見合う一般会計繰入額を確保することが必要である。

（キーワード：国立高度専門医療センター、保健・医療施策、研究施策）

### COMPREHENSIVE CONCEPT OF THE NATIONAL CENTERS FOR ADVANCED AND SPECIALIZED MEDICAL CARE

Conference of Presidents and the Administration Directors of National Centers  
for Advanced and Specialized Medical Care

**Abstract** It is required that, the National Centers for Advanced and Specialized Medical Care (NC) get deeply engaged in the national medical policy as national institutions. In the conference of the NC's presidents and the administration directors held in June, 2004, we discussed the role and the comprehensive concept of NC, and arrived at an agreement that "NC, as national institutions, have a definite role protecting Japanese health. Furthermore, in order to serve as national institutions, it is crucial that we carefully evaluate whether we implement the services in an appropriate and essential manner and ensure the Provision of the General Account Budget measuring up to the activity.

（Key Words : national centers for advanced and specialized medical care, health and medical policy, research policy）

平成16年4月1日、国立病院・療養所は独立行政法人化されたが、国立高度専門医療センター（以下「NC」という。）は、国立機関として国の医療政策に深く関わり、国として真に行うべき業務に特化することが求められている。NCが真に国として果たすべき役割とは何かを明らかにし、今後、どのような政策目標を掲げ、どのような役割を担って行くかを明確にすることが必要である。

このため、平成16年6月に開催されたNCの総長・運営局（部）長会議において、NCの役割と業務の在り方について検討することとなり、今般、その検討結果を報告書として取りまとめた。

### 現状と環境の変化

#### 1) 現 状

国立高度専門医療センター 総長・運営局（部）長会議 Conference of Presidents and the Administration Directors of National Centers for Advanced and Specialized Medical Center

Address for reprints : Kazunari Tanaka, Division of Policy-Based Medical Service, Administrations Department, National Cancer Center, 5-1-1, Tsukiji, Chuo-ku, Tokyo, 104-0045, JAPAN

Received March 8, 2005

Accepted March 18, 2005

#### （1）NCの所掌事務

NCの役割は、厚生労働省設置法に「特定の疾患その他の事項に関し、診断および治療、調査および研究並びに技術者の研修を行うこと（第16条）」と定められており、これに沿って取り組んでいる。

#### （2）政策医療の推進

NCは政策医療を担う機関として位置づけられ、その医療内容は高度先進的であることが求められており、全国から紹介される重症な、あるいは稀少疾患等の患者に対する「最後の砦」となっている。

厚生労働省は、国民の健康に重大な影響がある疾患、国以外の設置主体では対応が困難な疾患等の19分野を政策医療として位置付けている。しかしながら、どこからが政策医療とするかという根拠や明確なラインは示され

ていない。したがって、政策医療として位置づけられるべき医療の領域を早急に明確にし、文章化することにより、関係者の共通認識とすることは喫緊の課題である。

### (3) NC の特別会計

NC 特別会計法は、官庁会計処理であり歳出予算で定められた額の範囲内において支出した現金の移動を計上する現金主義で、予算中心主義の単年度会計である。

近年、一般会計からの繰入額は毎年減少する傾向にあり、このまま一般会計からの繰入額が減少していくと、NC における不採算部門への取り組みが不可能となり、国として果たすべき不採算な業務を実施することが極めて困難になる。

## 2) 環境の変化

### (1) 国立病院・療養所の独立行政法人化

官民の役割分担、国と地方の役割分担の明確化、つまり、「官から民へ」、「国から地方へ」を基本的な考え方にして、行政改革が行われた。国が自ら主体となって直接実施しなければならない事務・事業とは、その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務・事業とされた。

国立病院・療養所については国が自ら主体となって直接実施しなければならない事業ではないが、民間の主体にゆだねた場合には必ず実施されると保証がなく、国民生活・社会経済の安定等の公共上の見地から、その確実な実施が必要とされることから独立行政法人化が図られた。

### (2) 医療経営

NCにおいても、医療に係るコスト削減が強く求められる一方で、先駆的かつ先進的な高度医療の提供や医療安全対策の推進が求められるなど、相反する課題解決に向け厳しい予算・定員状況に置かれている。

### (3) 研究環境

厚生労働科学研究費補助金については、独立した配分機関に配分機能を委ね、「選択と集中」の考え方により、研究開発資源を効果的・効率的かつ計画的に配分することが不可欠とされている。

NCにおいても競争的研究資金の獲得と、その間接的経費による施設・設備等の整備を図ることが求められており、NCに対する一般会計からの繰り入れに関する課題と併せ、研究環境の整備については、間接経費の活用を一層推進する必要がある。

### (4) 経済環境

国全体としての財政規律を確保し、歳出の合理化・効率化を進める観点から特別会計についても事務事業の不

断の見直しが求められている。特別会計で事業を行う必要性および事業ごとの成果目標、歳出総額抑制の中長期的目標、コスト削減や収益性改善などの具体策および具体的手順の明示を求められている。

NCにおいても、経営管理の向上を図り一層の経営改善を推進することが求められている。

### (5) 社会環境

少子高齢化等の社会環境等の大きな変化に対し NC が国立機関として「国民の健康を守る」という立場から適切に対応することが、国民の期待に応える上で重要である。

国の政策として進められている各種施策の一部を NC が担い、現場の実践を踏まえ政策提言を行うことは重要である。

また、各 NC は特定の疾患に対する中核的機能を担っていることから、それぞれの疾患に対する研究、診療はもちろん、信頼できる情報提供が求められている。

## 求められる役割と機能

### 1) 役割の検討に当たっての基本的考え方

#### (1) 基本的概念

NC を取り巻く社会・経済環境等の変化を踏まえつつ、NC の機能として、国民から求められている真に国として行うべき事業とは何かを明らかにする必要がある。一方、これら時代の変革を踏まえた事業を新規に NC で行うためには、従来の NC の予算や体制を適時見直すことが不可欠である。

#### (2) 国家としての医療レベルの向上について

医療レベルの地域間格差の解消を図り、国民がその居住地にかかわらず全国等しく、同等の医療サービスを受けることができるよう、国家として医療レベルの向上を目指すことが求められている。

NC は、行政機関として政策医療の方向性（将来ビジョン）を見据えた長期的展望に立った研究を実施できること等の特徴があり、各 NC が担当する特定疾患に関するヘッドクォーターとしての役割を果たすことが求められている。真に国として行うべき医療は何かを各 NC ごとに吟味し、NC は国に求められている政策課題を解決し、政策医療の推進を図るべきである。その推進に当たっては達成目標を設定し、内部での自己評価、外部からの評価を実施し、その成果を国民に公開していく必要がある。

適切な政策提言には学会等からの情報や要望等の収集が不可欠であるだけでなく、個々の患者に対する日常診療の場から得られる情報も重要となる。

先駆的かつ先進的な高度医療の推進、標準的医療の確

立も NC の重要な役割であり、臨床研究の推進によるエビデンスの確立や医療関係者等に対する研修等も、わが国の医療レベルの向上に寄与しており、その成果は広く国民全体に還元されていることから、このことを踏まえた評価がなされるべきである。

#### (3) 総合的な研究の中核的役割について

わが国の科学技術施策として必要とされる研究分野や課題について、NC 側から積極的に提言を行うとともに、厚生労働省で補助を行っている研究の目的や成果等を広く国内外に明確に示すことが重要である。

このため、NC においては、厚生労働省における各研究分野ごとに所管課との連携を深め、政策の推進や運営上必要な研究を適切に実施するとともに、政策の科学的根拠となる情報や資料の提供等、国民に向けた分かり易い研究成果の情報提供等が求められている。

### 2) 求められる機能

#### (1) 研究の推進

NC における研究の基本理念は、最先端の生命科学の技術を駆使すると同時に医療現場からの知見・発想に基づき、疾病の本態解明を進め、その成果をトランスレーショナル・リサーチ等の推進により標準的医療として確立させ、広く普及せることにある。

このため、研究所と病院が一体となっている NC においては、基礎研究に加えトランスレーショナル・リサーチや臨床研究を積極的に推進し成果を上げることが求められている。その際、NC 間の連携を強化し、相互に研究成果を利用することや情報交換等にも努める必要がある。

#### (2) 高度医療提供機能

NC においては、高度医療を提供している。国民に真に役立つ医療を確立するためには、高度かつ合理的で、精度の高い医療システムを開発し進化させが必要であり、そのためには革新的な絶えざる自己変革が不可欠である。迅速に高水準な医療を提供するため、業務の標準化・効率化とその開発研究を一層推進する必要がある。

#### (3) 標準的医療の開発およびモデル的医療の実践これらとの普及

NC は、高度医療の提供のみならず、一般に行われている医療の質的向上を図るために、エビデンスに基づく標準的医療の開発や普及に向けたガイドラインの作成および診断・治療法の評価法の開発等に取り組む必要がある。また、高度医療の普及を図るために、関係医療機関、各種機関・施設とのモデル的連携、先進的医療情報システム

の構築等、他の施設ではその実現が困難であるものをモデル的に実践することも重要である。

#### (4) 研究の倫理性の確保

人を対象として行われる医学の研究については、社会の利益よりも個人の尊重を基調とするヘルシンキ宣言等の各種指針に沿って、然るべき倫理的配慮が求められている。NC においてもこれらを踏まえ、研究の倫理性の確保を適切に行う必要がある。

#### (5) 研究費の配分機能

総合科学技術会議の提言を踏まえ、NC が厚生労働科学研究費補助金の配分機能を担うことが求められている。

各疾患に關し医療現場を有する NC において研究費の配分が行われることにより、国として解決が求められている医療等に関する政策課題について、より適切な研究課題の選定や研究費の配分がなされること、厚生労働科学研究費の配分業務の効率化等によって研究費をより早期に交付することが可能となること等、厚生労働科学研究に関わる研究機関・研究者等が受ける大きなメリットが期待されることから NC は積極的に取り組む必要がある。

#### (6) 政策提言機能

国の行政機関においては政策の企画立案に関する機能と、その実施に関する機能を分離することが基本とされており、それぞれの機能を担う機関の緊密な連携を図ることを基本方針としている。

政策の企画・立案を担当する部署と、実務を担当する関係者が緊密な連携を持って意見交換を行うことにより、より有効で効果的・効率的な施策立案・実施が期待できる。したがって本省各課と各 NC は日頃から緊密に連携し、刻々と変化する政策課題を的確に理解し、現場からの政策提言機能を強化していく必要がある。

#### (7) 医療の均てん化に向けた機能

医療の均てん化のためには専門医、医療従事者の養成が不可欠である。NC においては各種専門医等の養成制度を有している。今後は、評価制度による修了者のレベル管理、修了者の地域への適正配置、技術の維持・向上に必要な継続的研修等を行うことが必要である。

また、地方からの長期間の職員派遣を可能とするための環境整備や制度等が必要である。

ブロック単位、都道府県単位の研修体制を構築し、それらの研修体制を NC が支援するネットワークの構築等も検討する必要がある。

#### (8) 情報発信機能

NC において作成された疾病情報や、医療内容に関する情報、研究成果は、臨床現場や研究者のみならず、一

般国民に対しても広く情報提供することが求められている。このため各NCは、インターネットや公開講座等を通じ広く情報発信に努めて行くことが必要である。

多くの情報が氾濫する中、国民が信頼のできる情報源として国立機関に対する要望、依頼が高まっているものとも考えられ、国としてセンター化し情報発信を図ることも必要である。

NCの役割や活動内容等の必要性や重要性について、単に医療関係者や研究者のみならず、広く国民に認知され理解と支援を得ることが重要であり、このような情報もあらゆる機会を捉え、社会に対し発信する必要がある。

#### (9) 国際協力

NCは、わが国の国際貢献の一環として、開発途上国における保健医療レベルの向上、国際的な対応を必要とする疾患および、災害への対応等を図るために、保健医療分野における国際協力の拠点としての役割を担っている。

このため、国立国際医療センターを中心に、開発途上国への専門家の派遣や医療スタッフの教育研修、国際感染症等に関する病因・病態の解明、診断・治療法の開発、社会科学的要因の解析、諸外国の医療・研究機関等との連携強化等について一層の取組みが必要である。また、他のNCにおいても、それぞれの機能に応じた同様の取り組みに努める必要がある。

#### 基本目標等の設定および評価

厚生労働省の政策評価運営指針の「実績評価に関する目標等」に準じ、NCにおける各事業について基本目標、施策目標、実績目標および数値目標（以下、「基本目標等」という。）を策定し評価を実施する必要がある。

評価については、実績目標の達成状況をもとに、医療施策や法令の改正等の外的要因の影響などを考慮した上で、総合的に実施する必要がある。また、その際には、外部の有識者（他のNCの職員を含む。）などを含む機関を設置するとともに、評価結果を速やかに公表することが必要である。

#### 体制整備

##### 1) 一般会計からの繰入額の確保

NCの特別会計への一般会計からの繰入が厳しくなる一方であり、国として必要な業務であっても、不採算な業務は縮小せざるを得なくなっている。

NCとしての使命を果たすためには、弾力的、かつ機動的な予算の執行が望まれる。このため、今後、官庁会計から企業会計（発生主義、複式簿記、決算中心主義）への移行、一般会計への移行も含めた抜本的な検討が必

要である。

一般会計繰入額の算定に当たってはその用途や必要性について十分に検討し、コスト削減に最大限努め、国民に対する説明等、透明性を確保すること前提に、必要な一般会計からの繰入額を引き続き確保すべきである。

##### 2) 優秀な人材の確保と教育体制の整備

NCにおける業務を確実に遂行するためには、優秀な人材の継続的な確保が不可欠である。併せて、これら人材に対する教育体制についても充実したものとし、資質の向上に努める必要がある。優れたスタッフの確保に困難を生ずることのないよう、必要経費、宿舎、待遇など、特段の配慮を行い優れたスタッフの確保に努める必要がある。

##### 3) 臨床開発研究の担い手となる専門医の養成システムの構築

臨床医学研究を活性化し、この分野においてもわが国が世界のトップランナーの地位を確立するため、臨床開発研究の担い手となる専門医（physician scientist）の養成は喫緊の課題である。このため、NCが一致協力し人材養成システムを構築する必要がある。

##### 4) 確保が困難な職種の一元管理

現在、麻酔医、病理医といった職種は、全国的に不足している。これら職種については、NC間で一元管理する等し、確保体制を図るとともに、わが国の医療施策上の観点から、NCが独自にその養成の促進等に寄与することも考慮する必要がある。

##### 5) 独立行政法人国立病院機構との役割分担と連携

NCは、独立行政法人国立病院機構設立の趣旨を踏まえ、民間では取り組み難い分野における医療の安定的供給や医療水準の質の向上の確保に向け、政策医療ネットワーク等を通じた独立行政法人国立病院機構の医療機関との連携・支援について一層取り組む必要がある。

#### おわりに

国立病院・療養所の独立行政法人化の流れを受けて、NC内にもNCの在り方をめぐって様々な意見があったが、総長・運営局（部）長会議を通じて、「NCには国民の健康を守る拠点としての役割があり、今後とも国立機関としての役割を果たして行く。」ことが合意された。

また、国立機関としての役割を果たすためには、NCの事業内容が国の事業として必要かつ適切なものであるかについて評価を行った上で、その活動内容に見合う一般会計繰入額を確保することが必要である。

（平成16年3月8日受付）

（平成16年3月18日受理）